

# 食の安全・安心をめぐる情勢

第1	食をめぐる最近の情勢について	1
第2	食の安全・安心の推進について	2
第3	クリーン農業・有機農業等の推進について	10
第4	地産地消や食育、6次産業化等の推進について	13
第5	農業生産工程管理（GAP）の推進について	20

2021年7月

農政部食の安全推進局食品政策課

# 第1 食をめぐる最近の情勢について

- 少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化、日EU・EPA、TPP11の発効など国際化の進展を踏まえ、GAPやHACCPの導入等、フードチェーン全体を通じ、国際的にも通用する食の安全・安心の確保に取り組むことが必要。
- 6次産業化や農商工連携などの地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出などへの関心が高まり、こうした取組が求められている。
- 持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、クリーン農業や有機農業など農業の自然循環機能を維持・増進させる環境保全型農業の取組や、食品安全、環境保全、労働安全等を確保するGAPの取組が重要。
- 外食店における使用期限が切れた食材の使用、食品への異物混入などの事案が発生しており、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められている。
- 食品表示については、平成29年(2017年)に、すべての加工食品に原料原産地表示を義務づける食品表示基準の改正のほか、平成30年(2018年)には食品衛生法の改正による、HACCPに沿った衛生管理の制度化など、食の安全・安心に係る法令が制定・改正。
- 道では、平成30年(2018年)に、道民の意見をいただきながら、北海道食の安全・安心条例に基づき講じた施策の実施状況などについて点検・検証を行い、その結果を踏まえて、平成31年(2019年)3月に第4次北海道食の安全・安心基本計画を策定。計画では、食の安全・安心をめぐる情勢に的確に対応し、食の安全・安心に関する施策を効果的に推進するため、施策の重点的な推進方向を定めている。

## ■ 食の安全・安心等に関する主な出来事

時 期	内 容	
平成8年	腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生	
平成11年	ダイオキシン含有騒動（風評被害による野菜販売への影響）	
	茨城県東海村の核燃料施設臨界事故による地場農産物の販売への影響	
平成12年	国内で口蹄疫の発生	
	大手乳業会社の低脂肪乳等による大規模集団食中毒の発生 食品の異物混入等（食品会社は大規模な自主回収の実施）	
平成13年	国内で初めてBSEが発生、BSE全頭検査の開始	
平成14年	食肉等の不正表示事件が発覚 指定外添加物の使用問題の発生 残留農薬基準値を超過した輸入冷凍野菜の回収続発 無登録農薬の使用問題発生	
	平成15年	食品安全基本法が施行、食品安全委員会の設置 卵の賞味期限不正表示事件の発生 米国でBSEが発生
	平成16年	国内外で高病原性鳥インフルエンザの発生（アジアを中心に被害拡大） 輸入野菜の産地偽装表示事件の多発
平成18年	残留農薬等のポジティブリスト制度の導入	
平成19年	食肉業者による常習的な食肉偽装表示事件の発生 菓子の賞味期限表示の不正延長事件の発生 期限切れ菓子の再包装及び期限の変更事件の発生 中国からの輸入冷凍ギョウザの農薬混入事件の発生	
	平成20年	高級料亭における食べ残し料理の使い回しの発覚 事故米穀の不正規流通問題の発覚 中国からの輸入加工食品原料の一部にメラミン混入が判明
	平成22年	宮崎県において口蹄疫が発生 国内で高病原性鳥インフルエンザの多発
平成23年	道内の学校給食において大規模食中毒が発生 生食用食肉による腸管出血性大腸菌O111等の食中毒の発生 東電福島第1原発事故に伴う放射性物質の拡散による食品等への影響	
	平成24年	腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生
平成25年	道外の食品工場で製造された冷凍食品から高濃度の農薬（マラチオン）の検出	
平成26年	九州地方を中心に高病原性鳥インフルエンザの発生 国内・道内の農場において豚流行性下痢（PED）の発生確認	
	平成27年	産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通
平成28年	北海道で初の家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生	

農林水産省「平成16年度食料・農業・農村白書」資料に加筆

# 第2 食の安全・安心の推進について

## 1 食の安全・安心条例

### (条例制定の経過)

- BSEの発生や食品表示の偽装などにより、消費者の食品に対する信頼が大きく揺らいでいる中で、消費者の視点に立った食の安全・安心の確保が重要な課題。
- 食の安全・安心の確保に関する施策について、基本理念、関係者の責務等の基本となる事項を定め、道民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品づくりをめざすため、平成17年(2005年)3月に「北海道食の安全・安心条例」を制定し、同年4月に施行。

### (条例のポイント)

- ① 我が国最大の食料生産地域として、消費者重視の視点に立ち、北海道らしい特色ある具体的な施策を盛り込んでいること
- ② 道産食品をはじめ輸入食品など食品全般を対象としていること
- ③ 食のリスクコミュニケーションの推進を盛り込んでいること
- ④ 食育を国に先駆けて積極的に推進する姿勢を打ち出し、具体的な施策を盛り込んでいること
- ⑤ 全国で初めて遺伝子組換え作物の開放系での栽培による交雑・混入の防止に関する措置を盛り込んでいること
- ⑥ 安全・安心な食の生産環境を保全する具体的な施策を盛り込んでいること
- ⑦ 道民からの申出制度や食の危機管理体制の確立を盛り込んでいること

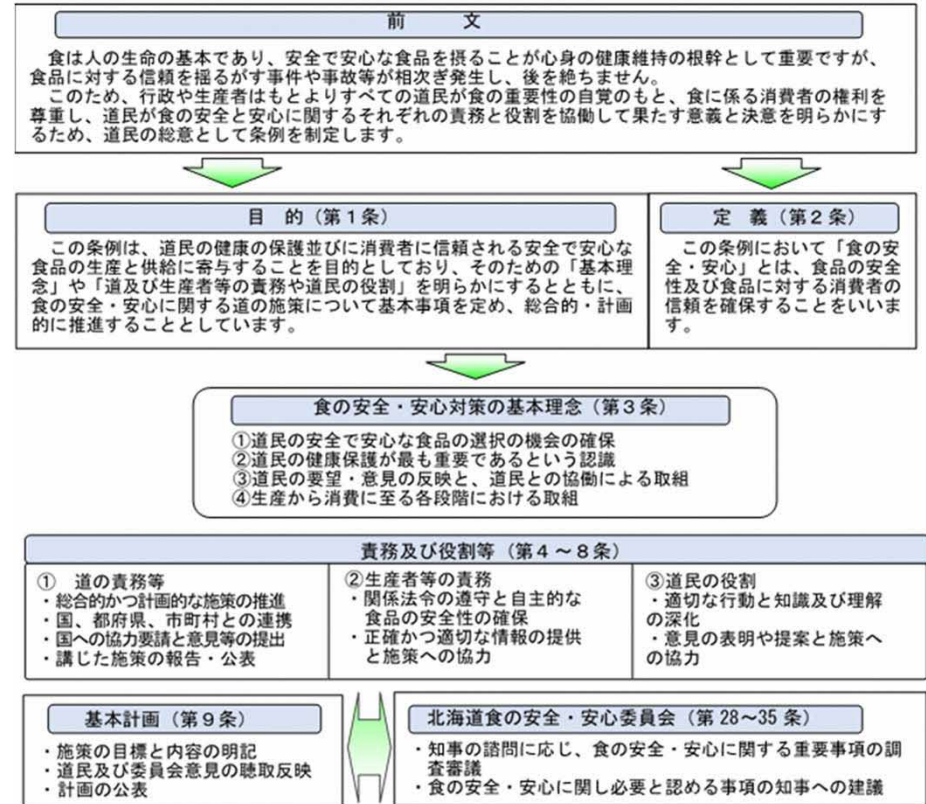
### (施策の体系)

- 消費者の健全な食生活の実現や食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心の確保に向けた道の施策を総合的、計画的に推進。

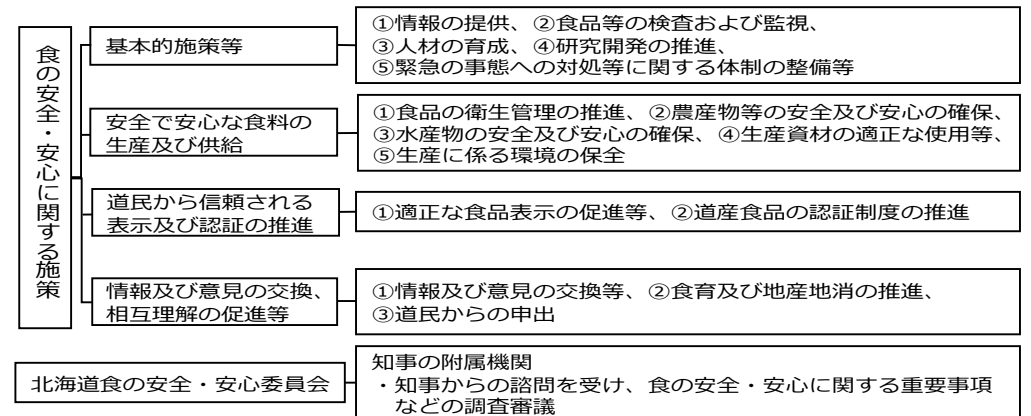
### (北海道食の安全・安心委員会)

- 条例に基づく知事の附属機関として「北海道食の安全・安心委員会」設置し、食の安全・安心に関する重要事項の調査審議を実施。
- 専門部会として、遺伝子組換え作物の開放系（屋外やビニールハウスなど）での栽培について、科学的見地からの交雑混入防止措置に関して調査審議するため、「遺伝子組換え交雑等防止部会」を設置。

## ■ 北海道食の安全・安心条例の概要



## ■ 施策等の体系(第10条～27条)



## (基本計画の策定)

- 「北海道食の安全・安心条例」に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的・計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにする第1次「北海道食の安全・安心基本計画」を平成17年12月に定め、平成31年(2019年)3月に第4次計画(計画期間:平成31(令和元)年度(2019年度)~令和5年度(2023年度))を策定。
- 国際的に通用する食の安全・安心の確保や、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の重要性の高まりなど、食をめぐる課題や新たな情勢に対応しながら、食の安全・安心に係る施策を効果的に推進し、食の安全・安心のゴールが明確となるよう、「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」をめざす姿として設定。
- 食の安全・安心を確保するため、「生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保」など5つの重点的な推進方向を設定。
- 重点的な推進方向を具体的に進める「講じる施策」について、条例に定める施策体系に沿って記載。

## (年次報告の公表と情勢変化への対応)

- 毎年度、「北海道食の安全・安心基本計画」に基づき講じた施策等について、議会に報告するとともに、ホームページで公表。
- 条例では、条例施行後3年を経過した時、平成21年(2009年)から5年ごとの条例の点検・検証を規定。これまで、平成21,25,30年度(2009,2013,2018年度)の3回、点検・検証を実施し、いずれも条例の枠組みは妥当とし、条例の見直しは行わないこととした。

## ■ 第4次北海道食の安全・安心基本計画の概要

<b>第1部 北海道食の安全・安心基本計画について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 北海道総合計画に沿った特定分野別計画及び「6次産業化・地産地消法」に基づく「地産地消促進計画」として位置づけるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資するもの</li><li>○ 計画期間は平成31~35年度</li><li>○ 計画の進捗状況を随時点検し、毎年、施策の実施状況を作成・公表</li></ul>
<b>第2部 施策の推進方向</b>
<b>1 食の安全・安心をめぐる情勢</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国際化の進展などを踏まえ、フードチェーンを通じて国際的に通用する食の安全・安心の確保に取り組むことが一層必要</li><li>○ 6次産業化や農商工連携等、地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出などへの関心の高まり</li><li>○ 持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境保全型農業やGAPの取組が重要</li></ul>
<b>2 食の安全・安心のめざす姿</b> <b>「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」</b>
<b>3 施策の重点的な推進方向</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生産から流通、消費に至るまで各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保 国際水準のGAPの導入、HACCPに沿った衛生管理、 家畜伝染病の発生の予防・まん延の防止など</li><li>○ 食品の安全性を支える基礎づくり 人材育成、法令等の普及啓発、研究開発、危機管理体制の整備、 農薬等の適正使用、飼料の安全性確保など</li><li>○ 食に関する知識・情報の提供 迅速・積極的な情報提供、相互理解の促進、知識の習得機会の提供など</li><li>○ 環境と調和した安全・安心な食品の生産 クリーン農業や有機農業など持続可能な農業生産の推進、水域環境の保全など</li><li>○ 良質で安心な食品の提供と豊かな食生活の実現 食育の推進、食品ロスの削減、道産農林水産物の生産・加工・販売の拡大など</li></ul>
<b>第3部 講じる施策</b>
<b>第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進</b> 情報の提供、食品等の検査・監視、人材の育成、研究開発の推進、 緊急事態の体制整備等
<b>第2 安全で安心な食品の生産及び供給</b> 食品の衛生管理の推進、農産物・水産物の安全・安心の確保、 生産資材の適正使用、生産に係る環境の保全
<b>第3 道民から信頼される表示及び認証の推進</b> 適正な食品の表示の促進等、道産食品の認証制度の推進
<b>第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等</b> 情報・意見の交換等、食育・地産地消の推進、道民からの申出

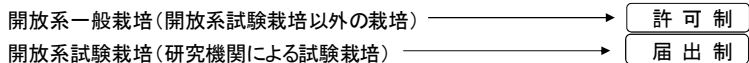
## 2 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

### (条例制定の経緯)

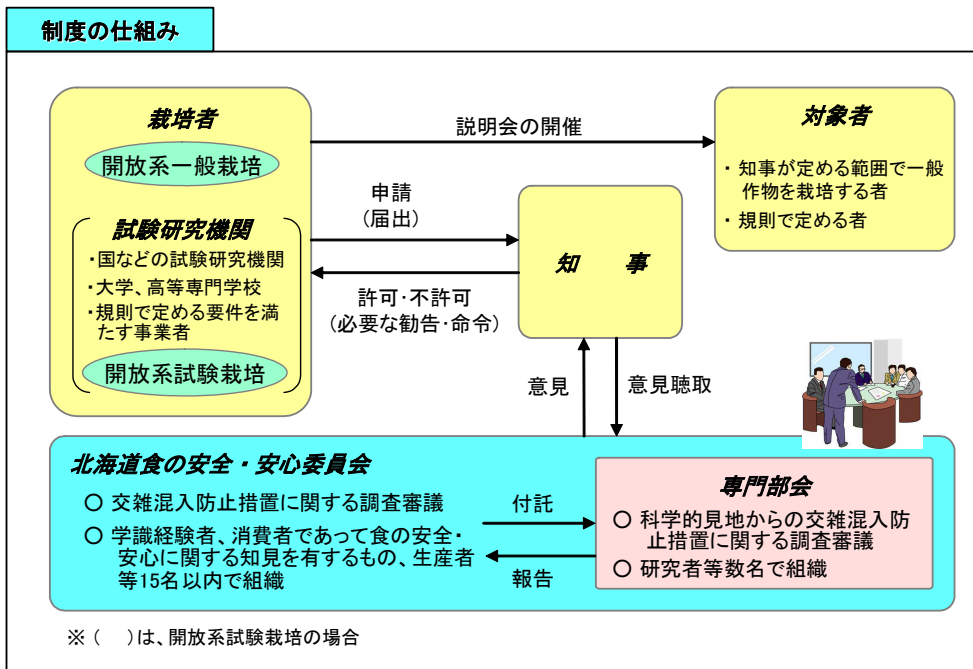
- 農家や試験研究機関による遺伝子組換え作物の開放系での栽培などを契機として、消費者団体や生産者を中心に栽培中止を求める声が高まり、道議会が遺伝子組換え作物の非承認を求める意見書を採択（平成15年(2003年)第4回定例会本会議）。
- 道は、道内における遺伝子組換え作物の開放系での栽培について、栽培中止を求めることなどを内容とするガイドラインを平成16年(2004年)3月に策定・公表。
- 遺伝子組換え作物の開放系（一般の屋外ほ場など）での栽培等を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めた「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（GM条例）を平成17年(2005年)3月に制定し、平成18年(2006年)1月に施行。

#### 【目的】 ■ 交雑及び混入の防止、生産上及び流通上の混乱の防止

- GM作物の開発等に係る産業活動と、一般作物による農業生産活動との調整
- 道民の健康の保護及び本道産業の振興



## ■ 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の概要



## ■ 交雑防止措置基準の概要

遺伝子組換え作物	交雑防止対象作物等 (同種作物・交雑可能雑草)	交雑防止のために隔離すべき距離		
		距離	左の条件	設定の考え方
イネ	イネ	300m以上		道内データ 150m × 安全率2
		52m以上	① 300mの範囲内の一般イネとの出穂期の差を2週間以上確保するよう植付け ② 出穂期の差が2週間以上とならないときは、花粉の生成、飛散防止措置を執る	農水省実験指針 26m × 安全率2
ダイズ	ダイズ、ツルマメ	20m以上		農水省実験指針 10m × 安全率2
テンサイ	テンサイ、飼料用ビート、食用ビート、フダンソウ	2,000m以上		道内データ 1,080 × 安全率2
トウモロコシ	トウモロコシ、テオシント	1,200m以上		農水省実験指針 600m × 安全率2
ナタネ	西洋ナタネ、ナバナ、カブ、ハクサイ、コマツナ等	1,200m以上	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執る	農水省実験指針 600m × 安全率2

#### ■ 隔離距離によらない交雑防止措置（上記隔離距離を確保できない場合に執るべき措置）

- 交雑防止対象作物との間の距離の最大限の確保
- 花粉の生成や悲惨の防止（摘花、除雄、袋かけ、防風網、防虫網など）
- 開花期を重複させない時期的な隔離など

## (条例のポイント)

- 条例は、カルタヘナ法に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他栽培される植物を対象として、農家などによる一般栽培については知事の許可制、試験研究機関による試験栽培については届出制としている。知事は、食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、一般栽培にあつては許可・不許可の判断、試験栽培にあつては必要な勧告や命令を実施。
  - 栽培しようとする者には、事前に周辺の生産者などに対する説明会の開催を義務付けるほか、栽培に当たり、交雑混入防止措置やモニタリング調査の実施などを義務付け。
  - さらに、条例の実効性を確保するため、立入検査権限や無許可で栽培した場合などの罰則を規定。
  - 食の安全・安心委員会に設置した専門部会において国内外の基準や交雑確認データなどの検討を行い、平成17年(2005年)9月、交雑防止措置基準を策定。
- ## (制定後の対応)
- 平成18～20年度(2006～2008年度)に交雑防止措置基準の正確性を高めるため、道立農試等において交雑試験等を実施し、交雑に関する科学的な知見を蓄積。
  - 平成20、23、26年度(2008、2011、2014年度)にGM条例の施行状況の点検・検証を実施。いずれも、道民意識調査や道民からの意見等を踏まえてGM条例の見直しを行わないこととした。  
また、令和元年度(2019年度)に、4回目となるGM条例の点検・検証を実施。道民からの意見や北海道食の安全・安心委員会での議論等を踏まえ、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等の規制により、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であることから、条例の見直しは行わないこととした。
  - GM条例の対象となる遺伝子組換え作物の開放系での一般栽培及び試験栽培の状況を把握するため、毎年度、栽培計画調査を実施しており、令和2年度まで栽培計画はない。
  - 令和3年(2021年)3月末時点で、GM条例に基づく遺伝子組換え作物の一般栽培の許可申請及び試験研究機関が行う試験栽培の届出はない。

- 道では、新たな育種技術であるゲノム編集技術及びゲノム編集技術を利用した食品について、国に対して、不安を抱く国民への丁寧な説明をはじめ、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法の開発、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みの創設を要請。

※ ゲノム編集技術により得られた作物については、カルタヘナ法に規定する遺伝子組換え作物に該当し、GM条例の対象となるものと、遺伝子組換え生物等に該当せず、GM条例の対象とならないものがある。

### 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法)の概要

#### 制定の経緯

- ・ 生物多様性の保全とその持続可能な利用への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物の輸出入等の国際的な枠組みを定める「生物多様性条約カルタヘナ議定書」が平成12年に採択。
- ・ 議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成15年にカルタヘナ法を制定。

#### 目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書等の的確かつ円滑な実施を確保。

#### 対象となる遺伝子組換え生物等

- 次の技術の利用により得られた核酸またはその複製物を有する生物
- ・ 細胞外において核酸を加工する技術
  - ・ 異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術

#### 遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

#### 遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第一種使用等」＝  
環境中への拡散を防止しないで行う使用等

- ・ 遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者(開発者・輸入者等)等は事前に使用規定を定め、生物多様性影響評価書を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

「第二種使用等」＝  
環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

- ・ 施設の態様等、拡散防止措置が定められている場合は、当該措置をとる義務。
- ・ 定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

### 3 道産食品独自認証制度(愛称:きらりっぷ)の推進

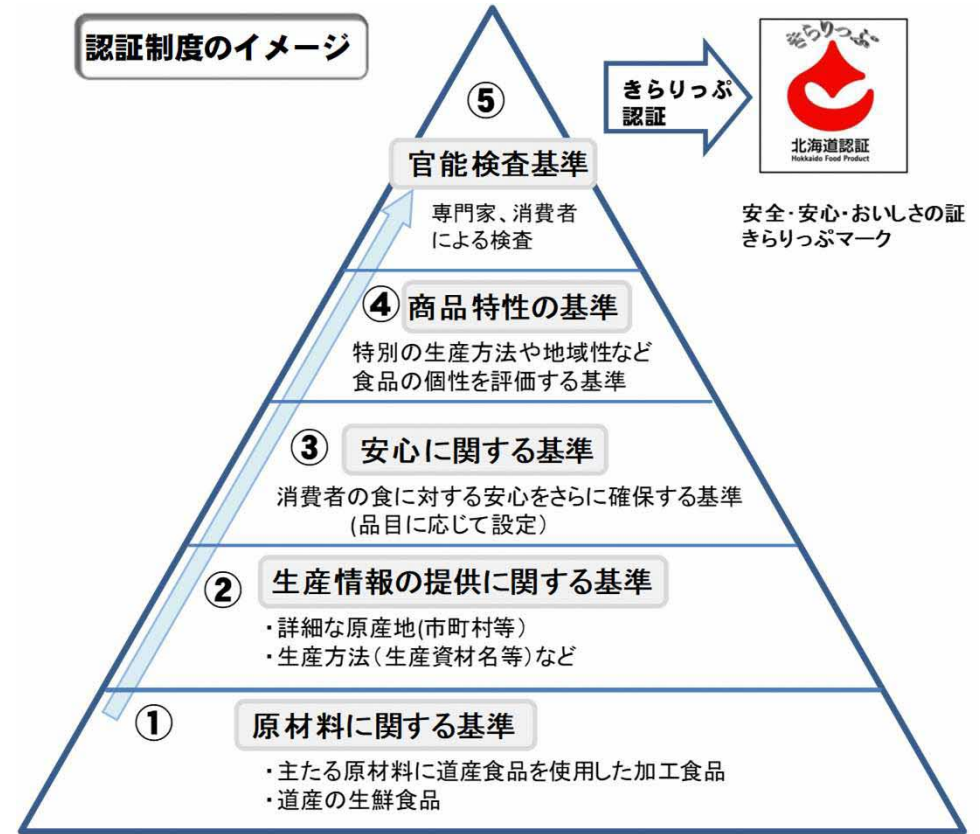
#### (制度創設の経緯)

- 道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、高いレベルの安全・安心を基本に、優れた個性を有する道産食品を認証する制度の確立に向け、平成14年度(2002年度)に検討を開始し、平成15年度(2003年度)のモデル事業の実施を経て、平成16年度(2004年度)に制度を創設。
- 制度の適切な運営を図るため、平成16年(2004年)5月に、学識経験者、消費者、生産者などで構成する制度運営委員会(平成28年度(2016年度)から制度運営懇談会へ改組)を設置。

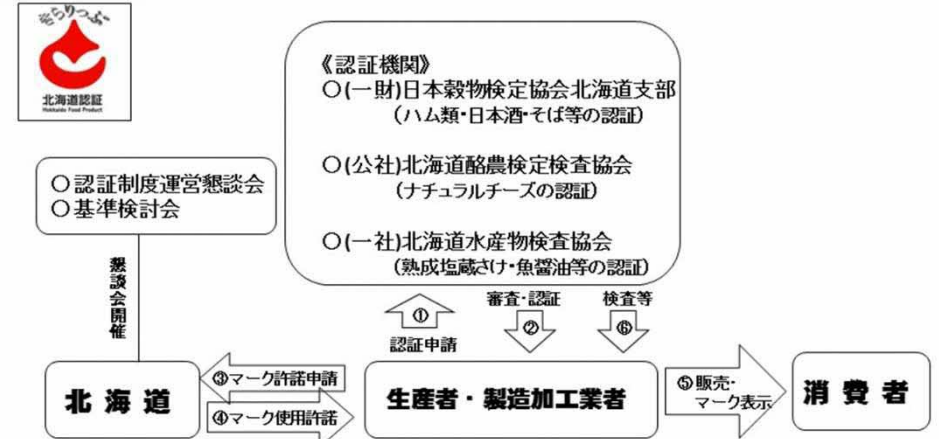
#### (制度の概要)

- 北海道の豊かな自然環境や高い技術力を活かして生産される、安全で優れた道産食品を認証。
- 品目ごとに認証基準を定め、審査の最終段階で消費者と専門家が実際に食する「官能検査」を実施し、基準全てをクリアしたものについて、道が登録した認証機関(第三者機関)が認証。

- ・道内で生産された農林水産物又は主な原材料に道産原材料を使用し、道内で製造加工された加工食品
- ・原材料の産地や製造方法などの情報提供に関する基準
- ・高度な衛生管理や添加物の削減などの安心に関する基準
- ・特別な原材料や生産方法などの商品特性の基準
- ・専門家と消費者の官能(食味)検査の基準



#### 【制度の仕組み】



**(認証の状況)**

- 平成16年度(2004年度)以降、日本酒やハム類、熟成塩蔵さけ(山漬け)など21品目の認証基準を制定。
- 令和3年(2021年)3月末現在、延べ24事業者(実質20事業者)に対して、14品目、48商品を認証。

**(課題と今後の対応)**

- 道産食品独自認証制度は、安全・安心な道産食品のブランド化を進めて行く上で、重要な制度であるものの、認知度不足などから認証数が伸び悩んでいる。
- このため、食関連事業者、流通小売業者及び消費者などに幅広く制度を理解していただくように、イベントや展示会、商談会など様々な機会において、制度の普及啓発に取り組む。

\* 道産食品独自認証制度の認証数と目標

H25:62品 → H30:52品 → R05:100品(目標)  
 (2013) (2018) (2023)

**■ きらりっぷ認証品目毎の商品数・事業者数**

(R3年3月末現在)

品目(基準作成年度)		商品数	事業者数	品目(基準作成年度)		商品数	事業者数
<b>【農産物】</b>				<b>【水産物】</b>			
1	日本酒(H16)	1	1	11	熟成塩蔵さけ(山漬け)(H16)	2	2
2	そば(H17)	2	1	12	いくら(H17)	3	3
3	みそ(H17)	2	2	13	醤油いくら(H19)	1	1
4	納豆(H18)	7	2	14	魚醤油(H21)	1	1
5	豆腐(H18)	4	1	合 計		<b>48</b>	<b>24</b>
6	しょうゆ(H19)	4	2				
<b>【畜産物】</b>							
7	ハム類(H16)	3	1	注1: 認証基準は設定されているが、 認証商品がない品目(7品目): ①ソーセージ類、②ワイン類、 ③しょうちゅう、④生中華麺、 ⑤ビール、⑥生ハム、⑦熟成塩蔵からふとます 注2: 事業者数の合計24は延べ数で、 実質20となっている。			
8	ベーコン類(H16)	1	1				
9	ナチュラルチーズ(H16)	10	4				
10	アイスクリーム(H17)	7	2				

**■ きらりっぷ年度別認証商品数**

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
全体	71	72	67	75	71	64	60	62	57	60	62	59	52	50	48
農産物	1	12	12	17	16	16	12	19	19	22	22	20	21	20	20
畜産物	39	39	32	31	22	17	17	17	17	17	22	22	19	21	21
水産物	21	21	23	27	33	31	31	26	21	21	18	17	12	9	7



#### 4 道産食品の適正表示の促進に向けた道独自の取組

##### (食品安全相談ダイヤルの設置)

- 食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ、意見等を受け付ける食品安全相談ダイヤルを開設し、道民の方々からの相談や申出に対応。
- 受理した通報等の情報を関係部局で共有化するとともに一元的に管理するため、関係部局による会議を毎月開催し、処理状況を確認・点検。

##### (道産食品全国モニターの設置)

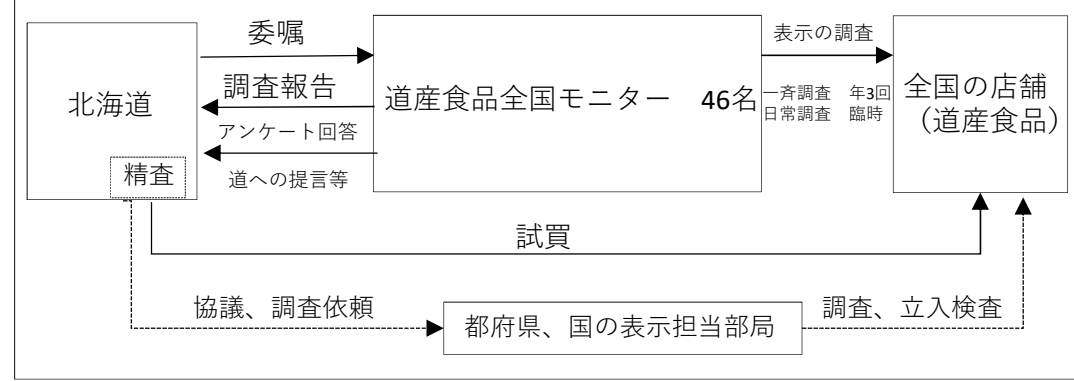
- 道外における道産食品の適正な表示を確保し、消費者に信頼される食の北海道ブランドづくりに資するため、全国46都府県各1名をモニターとして委嘱。
- 46都府県のモニターは、道産食品の表示について、年3回の一斉モニタリング調査と日常のモニタリング調査を実施。また、道産食品に関するアンケートを実施し、広く道産食品に関する意見、提言等を調査。  
また、不適正な表示等があれば、必要に応じ、関係する都府県等に情報を提供。
- 実施結果を報告書に取りまとめ、道内事業者や消費者関係団体などに周知。

\*道産食品全国モニターの配置数 各都府県1名(計46人)  
(令和3年3月末時点)

##### (課題と今後の対応)

- 食品の安全・安心に関する情報提供、問い合わせ、意見等について、庁内関係部局で情報を共有し、関係法令の規定などに基づく必要な措置を迅速に行うなど、的確に対応する必要。
- 引き続き、道民などからの情報提供・相談等の受付窓口を周知するとともに、関係部局との連携による情報の一元的管理と対応状況の点検を適切に実施し、さらに、国などの関係機関との一層の連携に努め、迅速かつ的確な対応を実施。

#### ■ 道産食品全国モニターの運営体制



#### ■ 道産食品全国モニター調査報告件数

年度	一斉モニタリング調査				日常調査	備考	
	第1回	第2回	第3回	計			
H27 (2015)	129	97	108	334	51	農産物156 水産物119	畜産物110
H28 (2016)	121	94	105	320	40	農産物141 水産物114	畜産物105
H29 (2017)	124	92	103	319	67	農産物160 水産物114	畜産物112
H30 (2018)	126	93	98	317	64	農産物155 水産物113	畜産物113
R1 (2019)	110	87	95	292	51	農産物136 水産物102	畜産物105
R2 (2020)	130	86	89	352	47	農産物150 水産物102	畜産物100

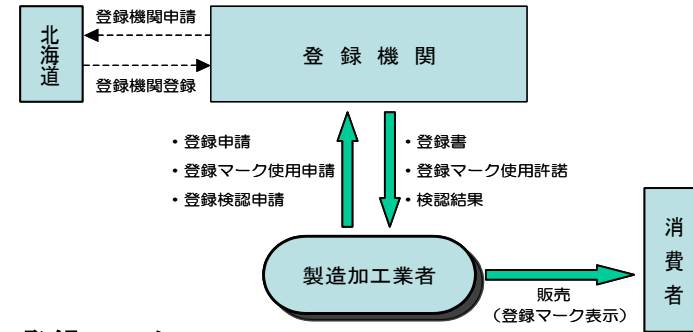
## (道産食品登録制度の推進)

- 道産ブランドの向上を図るため、道産の原材料を使用し、道内で製造・加工された道産食品を登録し登録マークを表示して販売する制度を、平成17年度(2005年度)に創設。
- 次の全ての要件に該当する加工食品を対象とし、道が登録した登録機関(第三者機関)が登録。
  - ① 製造加工地： 北海道内で製造・加工したものであること
  - ② 原材料：
    - ア 道産の農産物、畜産物、水産物、林産物及びこれらを原材料として加工したものを使用していること
    - イ ミネラルウォーター類(容器入り飲料水)については、道産の水を使用していること
    - ウ 糖類を主な原材料とする食品(糖類の重量が上位3位以内で、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のもの)については、糖類が道産であること
    - エ 食塩、調味料、添加物などの原材料については道産に限定しない
  - ③ 表示： 道産原材料については、北海道産(記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名)と表示すること
  - ④ 商品形態： 最終の出荷形態と消費者の入手形態が同一のものであること
- 令和3年(2021年)3月末現在、枝豆やハム、ソーセージ、アイスクリーム、いくらなど127社354品を登録。
- 今後とも、道産食品登録制度の普及啓発を実施し、道産の原材料を使用した登録食品の拡大を推進。

\*道産食品登録制度の登録数

H25：328品 → H30：377品 → R5：450品(目標)  
 (2013) (2018) (2023)

## ■ 道産食品登録制度の運営体制



## ■ 登録マーク



## ■ 道産食品登録制度の登録状況 (R3年3月末現在)

登録の種類	事業者数	登録食品数	商品
農産物	53社	122品	トマトジュース、枝豆、そば、ラーメン等
畜産物	18社	98品	ハム、ソーセージ、ベーコン等
水産物	42社	111品	ししゃも、たらこ等
林産物	2社	3品	クマ笹茶等
その他	12社	20品	菓子、飲料水、ワイン等
合計	127社	354品	

## ■ 道産食品登録制度の年度別登録品目数

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
全体	259	290	285	308	328	327	349	350	367	377	362	354
農産物	95	100	88	92	110	106	137	147	151	158	136	122
畜産物	56	73	71	80	84	86	75	76	87	90	98	98
水産物	89	90	95	106	102	103	105	103	106	106	106	111
林産物	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他	16	23	27	27	29	29	29	21	20	20	19	20

# 第3 クリーン農業・有機農業等の推進について

## 1 クリーン農業の推進

### (現状)

- 平成3年度(1991年度)から農業団体、消費・流通団体、経済団体、行政の19関係機関・団体が一体となって「北海道クリーン農業推進協議会」を設立し、クリーン農業を推進。
- 平成12年(2000年)に、クリーン農業技術を導入して生産された農産物に、YES!cleanマークを表示する「北のクリーン (YES!clean) 農産物表示制度」を創設。15年(2003年)には化学肥料・化学合成農薬の数値化された全道一律の使用基準を定めるなどの改正を実施、23年(2011年)には加工食品にも適用拡大。
- YES!clean表示制度の取組は、令和2年度(2020年度)では234集団が登録されており、16,804haの作付け。

### (課題)

- クリーン農業は、近年、国連でSDGsが採択されるなど、持続性のある社会づくりに対する関心が高まる中で、北海道農業が消費者の信頼を得て、競争力を有した産業として発展していく上で重要な取組であり、消費者に対してクリーン農業で生産された農産物の表示制度や生産段階の取組を継続的に周知することにより理解を深めていくことや、また、農業者に対しても持続的な社会づくりに貢献するクリーン農業の実践をこれまで以上に普及していくことが必要。
- YES!clean登録生産集団は、構成員の高齢化や生産に要する手間や生産コストに見合った価格面でのメリット感が少ないことなどから減少傾向にあるが、今後は、農業者への技術支援などにより登録集団の増加を図るとともに、消費者に対するPRや学校給食への利用促進、また、流通・販売事業者への理解促進など安定した販路拡大により、YES!clean農産物生産の拡大が必要。

### (今後の対応)

- 令和元年度に策定した「北海道クリーン農業推進計画(第7期)」に基づき、北海道が四半世紀にわたり推進してきたクリーン農業が持続可能な農業・農村を支えることの理解を促進するとともに、土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の削減技術のレベルアップをGAPを活用しながら推進し、これまで以上に安定したクリーン農業の拡大をめざす。

〈クリーン農業の目標指標〉

- \* 北海道クリーン農業サポーター数  
新設 → R6年度(2024年度) 3,000名
- \* 環境保全型農業の取組農家の割合  
H27年度(2015年度) 51% → R6年度(2024年度) 80%
- \* YES!clean作付面積  
H30年度(2018年度) 17,734ha → R6年度(2024年度) 20,000ha

## ■ クリーン農業とは

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ。環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の安定生産を進める農業

## ■ クリーン農業の技術開発 (R2年度(2020年度)までの成果)

区 分	成果数	うち高度	備考
		クリーン	
化学肥料削減技術	118	9	
化学合成農薬削減技術	183	16	
品質評価・向上技術	50	—	
環境負荷抑制技術	33	—	
家畜ふん尿処理技術	15	—	
総合経済評価	14	3	
合 計	413	28	

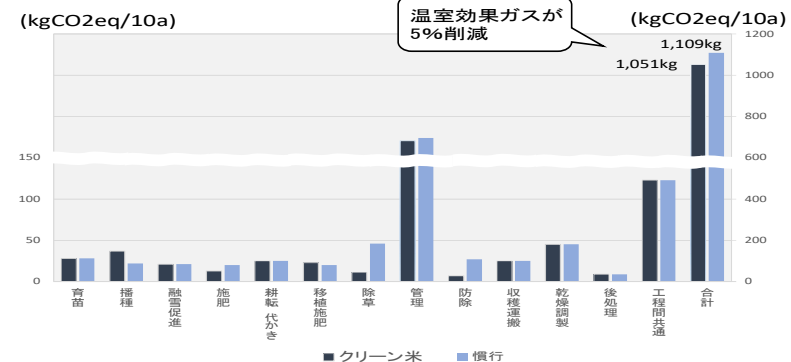


## ■ YES!clean農産物の生産及び加工食品の推移

区 分	H27	H28	H29	H30	R01	R02
実 集 団 数	334	321	276	263	257	234
作 付 面 積 (h a)	17,141	17,600	18,390	17,734	17,424	16,804
加工食品延数(商品)	28	28	34	54	54	54

資料:北海道クリーン農業推進協議会

## ■ クリーン農業技術の導入による温室効果ガス排出量の推計(水稻)



資料:道総研「生産・流通・消費から見たクリーン農業の総合評価」(H30)

## ■ ハタケダ博士



北海道クリーン農業イメージキャラクター

## 2 有機農業の推進

### (現状)

- 平成18年(2006年)12月、有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)が施行。同法は、有機農業推進に向けた基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定。国は、同法に基づき策定した基本方針令和2年(2020年)で、有機農業の取組面積を令和12年(2030年)には63千ha(2017年:23.5千ha)とすることなどの目標を設定。
- 道では、有機農業推進法に基づき、北海道食の安全・安心条例等に定める有機農業推進の考え方に沿って、平成20年(2008年)3月に北海道有機農業推進計画を策定。平成25年(2013年)3月に第2期、平成29年(2017年)3月には第3期推進計画を策定。
- 第3期推進計画は、平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの5か年を計画期間とし、次のとおり生産・消費の両面で「めざす姿」を掲げ、道としての取組を推進。
  - ・生産面 有機農業への参入がしやすくなり、経営が安定的に継続
  - ・消費面 有機農業に対する消費者の理解が広がり、有機農産物等に対するニーズが拡大
- 本道の有機JAS認証農家については、令和2年度(2020年度)は300戸で全国の7.9%で全国2位、面積が3,650haで全国の30.4%で全国1位。
- 有機食品の表示については、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品の3つについてJAS法に基づく規格が規定されており、この規格に基づき生産し、登録認証機関の認証を受けたもののみ、「有機」・「オーガニック」などの表示が可能。

### (今後の対応)

- 3期計画「めざす姿」の実現に向け、次の施策を推進。
  - ・生産面 有機農業技術の開発・普及を図るとともに、情報交換や研修といった有機農業者等のネットワーク活動を促進するほか、有機農業への「転換の手引き」作成により、有機農業への新規参入や転換を促進するなど生産者の取組を支援。
  - ・消費面 農業体験イベント等によるPR活動や生産者と実需者のマッチングを通して理解醸成や販路拡大を推進。

## ■ 有機農業の推進に向けた課題

生産面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栽培技術の習得が難しく、一層の普及や技術開発が必要</li> <li>○ 有機農業へ参入していくために、収支や作付け体系など経営の実情に関する情報が必要</li> <li>○ 有機農業が地域に定着していくためには、市町村や生産者グループなど地域が一体となって、参入者を支えていくことが必要</li> </ul>
消費面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有機農産物等は、消費者に良いイメージでとらえられているが、高い価格に見合う価値が十分に認識されておらず、消費者への啓発を通じて購入意欲の向上につなげていくことが必要</li> <li>○ 有機農業者と流通・販売事業者を結びつけ、安定的な販路を確保していくことが必要</li> </ul>

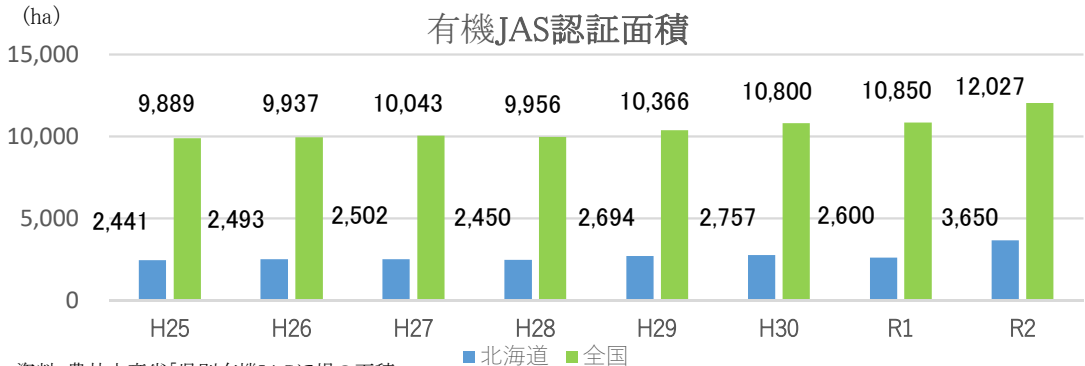
## ■ 有機JAS認証農家戸数の推移

(単位:戸、%)

区分	H17	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
北海道	販売農家戸数	51,990	44,050	38,086	37,200	36,300	35,800	35,100	30,566
	有機JAS認証農家戸数	331	331	274	271	281	291	275	300
	総農家に占める割合	0.6	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0
全国	販売農家戸数	1,963,424	1,631,206	1,329,591	1,262,500	1,200,300	1,164,100	1,130,100	1,037,231
	有機JAS認証農家戸数	4,636	3,994	3,660	3,678	3,718	3,782	3,816	3,790
	総農家に占める割合	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4

資料:農林水産省「県別有機認証農業者数一覧」、「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

## ■ 有機JAS面積の推移



資料:農林水産省「県別有機JASほ場の面積」

## ■ 「北海道有機農業推進計画(第3期)」の目標

- 【生産面】有機農業の取組面積  
現状 5,000ha → 令和3年度(2021年度)までに 6,500ha
- 【消費面】有機農業に対する認知度  
現状 30% → 令和3年度(2021年度)までに 50%

### 3 環境保全型農業直接支援対策

#### (現状)

○ 国は、平成23年度(2011年度)から化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性の保全など環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者等を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」制度を創設。平成27年度(2015年度)からは、新たに「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として、環境保全型農業の取組を拡大・定着させて、更に農業の持続的な発展を推進。

○ 道は、環境保全に効果の高い営農活動として、地域特認の取組を認定するとともに、国・市町村と共同して農業者へ支援。

〈環境保全に効果の高い営農活動〉

- ・ 全国共通取組  
カバークロップ、有機農業、堆肥の施用、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕
- ・ 地域特認取組  
フェロモントラップ等による防除技術、冬期湛水管理

〈負担割合〉

- ・ 国 1 / 2、道 1 / 4、市町村 1 / 4

〈実施期間〉

- ・ 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

#### (今後の対応)

○ SDGs など持続的社會づくりに対する関心が高まる中、農業分野として地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献するよう、当制度の積極的な紹介を行い、取組の拡大を図る。

### ■ 環境保全型農業直接支援対策の取組状況

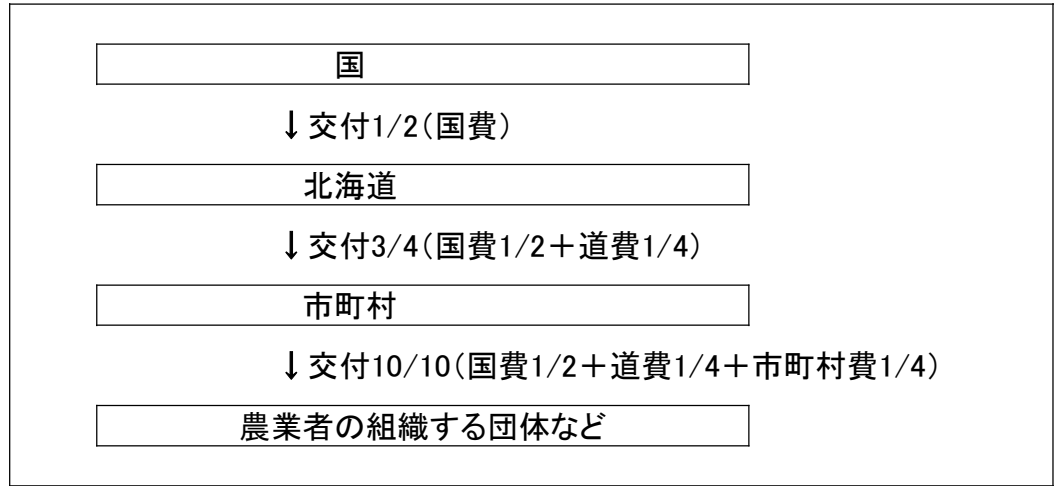
(年度別実施状況) (単位：ha、千円)

年度	市町村数	取組件数	実施面積	交付額
2	84	120	18,910	1,126,527 (うち道281,632)

(営農活動別実施状況) (単位：ha)

年度	堆肥の施用	カバークロップ	リビングマルチ	草生栽培	不耕起播種	秋耕	有機農業	フェロモントラップ	冬期湛水管理	計
2	4,469	7,656	2,113	5	2	44	1,882	2,732	11	18,914
	23.6%	40.5%	11.2%	0.0%	0.0%	0.2%	10.0%	14.4%	0.1%	100.0%

### ■ 環境保全型農業直接支払交付金のスキーム



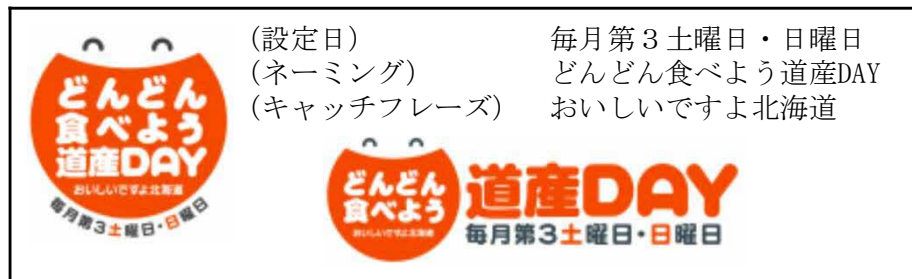
## 第4 地産地消や食育、6次産業化等の推進について

### 1 地産地消の推進

#### (経過)

- 道では、平成9年(1997年)から生産者団体、経済団体、消費者団体などで構成する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を設置して、「地産地消」、「食育」などを総合的に推進する「愛食運動」を官民一体となって展開。
- 平成16年度(2004年度)には、「愛食の日」を制定し、道産食品の需要拡大やロゴマークを使用した普及啓発活動を展開。
- 愛食運動の主な取組(令和3年度(2020年度))
  - ・ 「どんどん食べよう道産DAY」をキャッチフレーズに、チラシやポスター等による愛食運動の啓発やコンビニ等と連携し、ロゴマークを使用したキャンペーン等を実施。
  - ・ 道産食材を使用したこだわり料理を提供する道内の外食店・宿泊施設を「北のめぐみ愛食レストラン」として認定(令和3年(2021年)3月末現在 316件)
  - ・ 道産農林水産物の消費拡大を目的に、北海道の食に関する情報を発信するSNSページ「どんどん食べよう北海道」を開設。
  - ・ 道外ホテルのレストランにおける道産食材を使ったイベント等を支援。
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う道産食品の需要低下などの影響が生じる中、「世界から信頼される食の北海道ブランド」の維持・向上と道内食品関連企業の販路の確保を図るため、道のホームページに「がんばれ!道産食品」サイトを開設し、道産食品を紹介(令和3年(2021年)3月末現在 82事業者 307品を紹介)

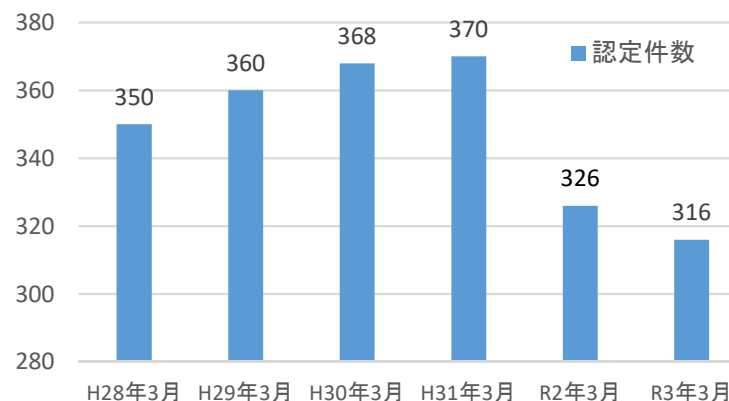
### ■「愛食の日」 ロゴマーク



### ■「北のめぐみ愛食レストラン」ロゴマーク



### ■北のめぐみ愛食レストランの認定状況



- 地産地消の観点から、道内で加工・消費される小麦を外国産から道内産に利用転換する「麦チェン」を進め、道産小麦を使用した商品を積極的に販売・提供する店舗である麦チェンサポーター店（令和3年(2021年)3月末現在 338店）の登録拡充や麦チェン！ロゴ使用推進などを実施。  
また、道産小麦使用商品の付加価値向上を目的とした道産小麦新商品開発セミナーや道産小麦新商品開発発表会を開催。

**(今後の対応)**

- 安全・安心な食品の確保や食料自給率の向上などが課題となる中で、引き続き地産地消の普及啓発や道産農畜産物の消費拡大など、愛食運動を積極的に展開。
  - ・ 愛食の日や愛食レストラン、愛食応援団などの取組の認知度向上に向けて、様々な機会を通じたPRを実施
  - ・ マルシェ（直売市）による道産農畜産物の消費拡大や消費者との交流促進、愛食レストランの利用促進のための取組などを実施
- 国産小麦への需要が高まる中、これまでのパン・めん用品種に加え、北海道の小麦で初めてとなる菓子用小麦「北見95号」の普及のため、製菓企業等への新品種小麦セミナーや試作・評価会など、需要拡大の取組を実施。  
また、消費者へのPRを積極的に行うため、麦チェンサポーター店の登録を拡充し、道産小麦の付加価値向上と地産地消を推進。

**■ 麦チェン！ロゴ使用促進**



北海道  
麦チェン！ロゴ

ご当地焼そばラリー

セブン-イレブン・ジャパンの  
「麦チェン！」商品

**■ 総合振興局別・業種別の麦チェンサポーター店の登録状況**

麦チェンサポーター店の総合振興局別・業種別登録数（R3.3月末現在）

振興局名	業種別登録数										振興局別割合
	ベーカリー	和洋菓子	ラーメン	うどん	イタリアン	その他販売	その他外食	宿泊業	その他	計	
空知	9	5	0	1	2	0	1	0	1	19	4.4%
石狩	54	66	3	3	7	8	32	0	0	173	40.0%
後志	7	1	1	1	1	0	3	0	0	14	3.2%
胆振	5	5	6	0	1	2	7	0	0	26	6.0%
日高	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2%
渡島	3	2	1	0	0	0	0	0	0	6	1.4%
檜山	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0.5%
上川	28	23	10	3	4	2	5	4	0	79	18.2%
留萌	0	2	0	0	1	0	1	0	0	4	0.9%
宗谷	4	2	1	0	0	0	0	0	0	7	1.6%
林-岬	11	8	3	2	2	3	7	0	1	37	8.5%
十勝	22	6	6	2	3	0	13	1	0	53	12.2%
釧路	2	1	0	0	0	0	2	2	0	7	1.6%
根室	0	0	0	0	0	0	3	2	0	5	1.2%
合計	146	121	31	12	22	16	74	9	2	433	
業種別割合	33.7%	27.9%	7.2%	2.8%	5.1%	3.7%	17.1%	2.1%	0.5%		

注：これまでの登録してきた総数

## 2 食育の推進

### (1) 全世代にわたる食育の推進

#### (経過)

- 道では平成17年(2005年)に「北海道食育推進行動計画」を策定してから3次にわたり計画を策定し、本道の食育を総合的に推進。
- 第4次計画においては、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方、野菜や果物の摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなどの様々な課題を踏まえて、関係の機関、団体を含め、道民の皆さんと役割を分担しながら、本道の食育について総合的・計画的に推進。

#### ○ これまでの農政部の主な取組

- ・ H18 「食育コーディネーター制度」の創設
- ・ H19 「北海道らしい食づくり名人登録制度」の創設
- ・ H20 「食育ファーム制度」創設(農業体験で食を学ぶ機会を提供)
- ・ H22 「どさんこ食育推進協議会」設置(全道食育関係団体等で構成)
- ・ H22～親子食育・料理教室、食育シンポジウムなどの開催
- ・ H23 食育ホームページをリニューアル
- ・ H24 食育推進連絡会議設置(庁内関係部署)
- ・ H26 北海道食育推進優良活動表彰制度の創設
- ・ H27 振興局における食育推進体制(食育推進ネットワーク)の構築
- ・ H27～市町村「食育推進計画」作成現地指導の強化
- ・ R1～高齢者向け食育講座の開催

#### 【啓発資料の作成・配付】

- H22 「食育読本～元気もりもり北海道」
- H23 「農業体験サポートマニュアル」
- H29 「それゆけ！食の探検隊」及び「朝ごはんのチカラ」リニューアル
- H30 「食づくり名人」
- R03 「それゆけ！食の探検隊」、「食育コーディネーター」及び「食づくり名人」リニューアル

#### 【DVD制作】

- H23 子育て世代・中高年世代向け食育DVD
- H24 朝食の重要性の普及啓発DVD(小中高生向け)
- H25 応援します！一人暮らしの食生活(大学生・一人暮らし向け) など

#### (今後の対応)

- 食育の取組は、保健福祉、教育、農林水産など様々な分野で行われており、関係部局等との連携を図りながら、次のような取組を実施
  - ・ どさんこ食育推進協議会、食育推進ネットワークによる情報の共有化や連携の促進、ネットワーク化による地域の担い手の育成
  - ・ 市町村食育推進計画の作成促進
  - ・ 北海道食育推進優良活動表彰の実施、食育月間(6月)の取組 など

### 北海道食育推進計画

- ◇ これまで、第1次：平成17年(2005年)、第2次：21年(2009年)、第3次：26年(2014年)、31年(2019年)3月に「第4次北海道食育推進計画」(どさんこ食育推進プラン)を策定。

### 北海道食育コーディネーター制度

- ◇ 食育に取り組む市町村や団体等にアドバイスを行うため、健康づくり、食習慣、栄養バランス、調理技術、農業など様々な分野で、食に関する知識や経験を有する専門家を食育コーディネーターとして登録し、地域からの要望に応じて、派遣する制度。  
現在、19名の食育コーディネーターが、人材の育成や課題解決のための助言・指導等を行い、地域の食育活動を支援。

### 北海道らしい食づくり名人登録制度

- ◇ 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する方々を「食づくり名人」として登録し、これらの方々の情報をホームページで公開する制度。  
これにより、地域が名人を講師やアドバイザー等として活用することを促進し、北海道らしい食づくりの担い手の育成を図る。

・ 食づくり名人(令和3年(2021年)3月末現在)：70市町村160名

(うち伝承名人は50名)

※伝承名人～食づくり名人のうち、講師やアドバイザー等となって、北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言ができる者

■局別・分野別食づくり名人数(R3.3現在)

(単位：人)

(総合) 振興局	食づくり名人		分野別				
	うち 伝承名人		農林業	水産業	食品加工	料理	食文化・ 食育
空知	21	9	2	2	11	4	7
石狩	33	14	4	0	8	23	16
後志	16	4	4	2	7	4	9
胆振	6	0	1	0	3	1	1
日高	5	2	1	2	5	2	2
渡島	3	3	0	0	0	3	0
檜山	24	1	2	0	10	14	4
上川	10	3	1	0	6	4	3
留萌	6	3	0	0	5	2	2
宗谷	11	1	0	0	4	6	1
オホーツク	3	2	1	1	0	2	1
十勝	9	2	1	1	4	8	4
釧路	9	5	2	2	7	1	0
根室	4	1	0	0	3	0	1
合計	160	50	19	5	73	74	51

注：1名で複数分野登録の場合があるため、合計に一致しない。





## (2) 食品ロスの削減に向けた取組の推進

### (経過)

- 我が国では、食料の多くを輸入に依存している中、本来食べることができるともかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」が、国の推計によると平成30年度(2018年度)では、全国で年間600万トン、本道においても34万トン発生している状況。
- 令和元年度(2019年度)には、国において「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行され、法律に基づき「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。
- 道においては、食品ロスの削減に向け、平成28年8月に庁内関係部局からなる「食品ロス対策部会」を設置、平成28年11月からは、「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンとした「どさんこ愛食食べきり運動」を展開。  
令和2年度(2020年度)に、食品ロス削減推進法に基づき「北海道食品ロス削減推進計画」を策定公表したところ。

- これまでの農政部の主な取組(H28～)
- ・ H28 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」参画  
 外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施
- ・ H28 「どさんこ愛食食べきり運動」の展開  
 食べ残し対策のホームページをリニューアル  
 道政広報、関係機関広報誌等で家庭や外食の取組の普及啓発
- ・ H29 「食品ロス」に関するアンケート調査の実施
- ・ H29 「食品ロス削減セミナー」の開催  
 宴会時食べきりキャンペーンの実施(年末年始)
- ・ H30 消費者向け学習会の開催
- ・ R1 どさんこ食べきり協力店制度の創設

### 【啓発資料の作成・配付】

- H29 「残さず食べてごちそうさま」リニューアル(H25作成)  
 食品ロス削減啓発ポスター「おいしく残さず食べきろう」  
 食品ロス削減啓発ポスター「おいしく残さず食べきろう(宴会編)」  
 幼児向け絵本(みーんなたべた みんなでたべた)の作成
- H30 食品ロス削減啓発ポスター「おいしく残さず食べきろう(宴会編)」  
 食品ロス削減啓発クリアファイル、ポケットティッシュ

### (今後の対応)

- 北海道は、恵まれた土地資源や自然環境を活かし、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心な食料を供給する重要な役割を担っており、食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する重要な取組。
- 食品ロスは、事業系、家庭系の双方から発生しており、その削減に向けては、消費者や食品関連事業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々が主体的にそれぞれの役割を理解し実践することが重要。

## ■ 北海道食品ロス削減推進計画

- 計画の位置付け
  - ・ 食品ロス削減推進法第12条第1項に基づく都道府県推進計画
  - ・ 北海道食の安全・安心基本計画及び北海道食育推進計画の食品ロスの削減に関する理個別計画の一つ
- 計画期間  
 令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)(10か年)
- 計画の目標・基本方針  
 【めざす姿】道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践  
 ～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に！～

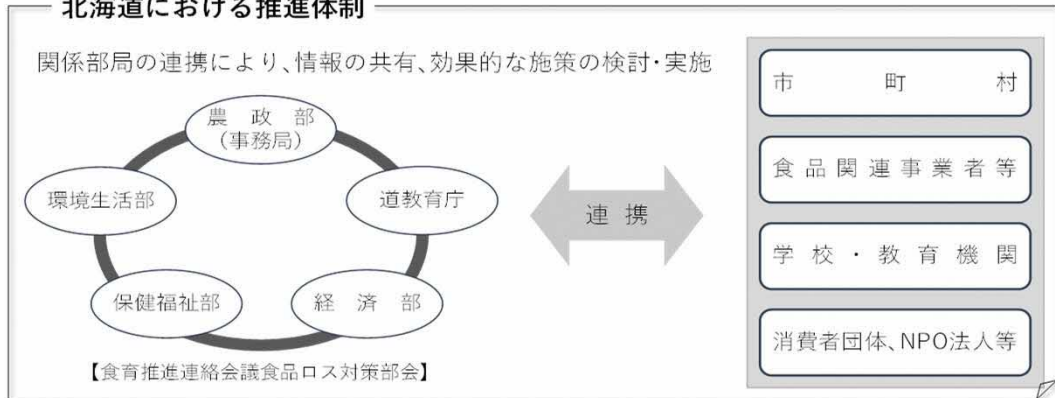
### <基本方針>

- 1 食品ロスを発生させない取組の推進
- 2 未利用食品等を有効活用する取組の推進
- 3 食品ロス削減推進体制の整備

## ■ 令和3年度(2021年度)「どさんこ愛食食べきり運動」の主な取組

- ◇ 北海道食品ロス削減推進計画の普及啓発
- ◇ どさんこ愛食食べきり運動での普及啓発  
 道民に対する普及啓発
  - ・ 食品ロス削減に係る「家庭5箇条」
  - ・ 年末年始の食べきりキャンペーン
- ◇ 団体主催の各種イベント等でのPR等
- ◇ 市町村、企業・団体、大学等との連携による取組の促進
- ◇ どさんこ食べきり協力店の登録推進
- ◇ ホームページ等での情報発信
- ◇ アンケートによる取組状況の把握

### 北海道における推進体制



### 3 農畜産物の輸出促進

#### (経過)

- 平成3年に、道及び北農中央会、ホクレン、JETRO北海道の4社で「北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会」（事務局：ホクレン）を設立し、東アジア地域等を対象に道産農畜産物の海外市場開拓のための輸出プロモーション活動を開始。平成27年度からは、同協議会にぎょれんを加え、新たに「北海道農畜産物・水産物海外市場開拓推進協議会」として取組を拡大し、海外における日本食ブームなどを踏まえ、農畜産物と水産物を合わせたプロモーション活動を展開。（令和元年5月、「北海道農畜産・水産物輸出推進協議会」に改称）
- 道では、平成30年(2018年)12月に道産食品の輸出1,500億円を目指す「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」を策定し、農畜産物等の輸出額を令和5年までに125億円に拡大する目標を掲げるとともに、米、青果物、牛肉及び日本酒等を重点品目として、品目毎に課題等に応じた取組を展開。
- 道産農畜産物は「高品質・おいしい」との高い評価を受けており、特にながいもは日本市場では主力ではない大型規格のものが、薬膳料理の材料として台湾、アメリカへの輸出額を伸ばしている。また、米は平成30年(2018年)に道内の施設が輸出可能施設に指定・登録された中国が輸出額を伸ばしている。
- ながいも、ミルク等、米、たまねぎの4品目で農畜産物全体の輸出額の約7割を占めている状況。その他の品目としては、豚肉、日本酒、牛肉、鶏卵、メロンなど。

#### (今後の対応)

- 「北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会」の活動を通じ、海外への販路開拓に向けた商談会への出展や海外での販売会等の実施。
- 輸入規制の撤廃・緩和の国への要請、重点品目の相手国・地域に応じた商談会やプロモーション及び家庭食需要に対応した取組の実施。
- 輸出に積極的に取り組む産地が行う輸出事業計画の策定などに対する支援や輸出先国で求められる衛生条件に対応した施設等整備への支援。

#### ■「北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会」の取組

年 度	プロモーション対象国(内容)
H3～11	香港、シンガポール(市場調査、北海道収穫祭、実験輸送、セミナー)等
H12～14	マレーシア(北海道食品フェア、特定商品プロモーション)等
H15～20	台湾(北海道食品フェア、バイヤー招聘)等
H21～23	タイ(北海道食品フェア、特定商品プロモーション)
H24	シンガポール(市場調査、海外向け道産農畜産物PR媒体の作成)等
H25	香港(市場調査)、外国人来道者に対する道産特定商品のPR等
H26	シンガポール(市場調査)、外国人来道者に対する道産特定商品のPR等
H27	タイ(試食販売)、北京(トップセールスによる農水産物プロモーションなど)等
H28～29	タイ(試食販売、トップセールスによる農水産物プロモーションなど)等
H30～R元	台湾(常設販売棚の設置・物産展の開催)等
R2	台湾(バイヤーの招へい、国際食品見本市への出品等)→コロナ禍で中止

#### ■ 北海道からの主な輸出品

(単位：トン、百万円)

品 目	H29年		H30年		R元年		R2年		主な輸出先
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
ながいも	2,918	1,524	4,353	1,534	3,541	1,333	3,333	1,132	台湾、米国
ミルク等	3,819	880	4,036	930	4,215	955	4,871	1,120	香港
米(注1)	1,001	297	889	305	1,764	534	1,837	520	香港、中国
たまねぎ	10,851	421	1,905	111	9,226	340	44,669	1,448	台湾、韓国
合計(注2)	19,833	3,671	11,866	3,500	19,715	4,003	56,511	5,541	

資料：財務省貿易統計（道内港分）

注1：政府援助米（推定）は除く

注2：合計にはその他の輸出品目も含む。

## 4 販路拡大の推進

### (経過)

- 農産物の直売やファームイン（農家民宿）等のアグリビジネスの取組件数は令和2年(2020年)9月現在で延べ3,056件
- 道内で、産直・加工に取り組む生産者を紹介する「北海道産食材お取り寄せガイド」を作成し、ホームページに掲載
- 道産食材を使用した料理を提供している道外の外食店などを「北海道愛食大使」として認定  
(令和3年(2021年)3月末現在 289店)

### (今後の対応)

- 6次産業化推進の取組において、生産者の商品力向上や販路拡大等の取組を支援
- 引き続き、「北海道愛食大使」を募集・認定し、道産食材の道外における利用促進を図るとともに、「お取り寄せガイド」を定期的にデータ更新し、ホームページによる道内外へ情報発信を強化

### ■ 道内におけるアグリビジネス取組件数の推移

取組分野\調査時期	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
①ファームイン(農家民宿)	436	458	457	455	434
②ファームレストラン	139	153	155	154	155
③観光農園	272	272	272	271	270
④直 売	1,182	1,140	1,166	1,151	1,110
⑤乗馬体験	71	78	69	66	64
⑥産 直	583	576	540	524	500
⑦加 工	598	603	580	574	523
合 計	3,308	3,280	3,239	3,196	3,056

- ①～⑤ グリーン・ツーリズム関連施設（農村設計課調査）
- ⑥～⑦ 農産物産直・加工施設（食品政策課調査）

### ■ 「北海道愛食大使」認定店舗数の推移、ロゴマーク

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
店舗数	263	305	295	295	291	289



## 5 6次産業化等の推進

### (現 状)

- 農村にある様々な地域資源（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化）を有効活用し、マーケットの拡大を図りつつ、2次・3次産業者と連携した新たな付加価値を創出し、農村の再生・活性化を図る「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法・地産地消法）」が平成22年(2010年)12月に制定。
- 北海道において六次産業化法・地産地消法に基づく6次産業化に係る総合化事業計画の認定を受けた農業者等は、令和3年(2021年)3月末で163件であり、（総合）振興局別の認定件数は、十勝、上川、オホーツク、石狩で約半数
- 認定された総合化事業計画のうち、法人が127件と大半を占め、次いで個人24件、農協9件、漁協が2件、その他が1件
- 全国の総合化事業計画の認定件数は2,591件となっており、北海道の163件が最も多く、次いで兵庫県118件、宮崎県113件
- 「第2次北海道6次産業化・地産地消推進戦略」（令和2年(2020年)3月策定）では、令和5年度(2023年度)までに6次産業化に取り組む事業体数3,800件を目標としており、令和元年度(2019年度)の6次産業化事業体数は3,410件

### (課 題)

- 本道の6次産業化に取り組む事業体は、労働力不足、農業生産との両立、販路拡大、資金不足といった課題を抱えている状況
- 農家戸数の減少に伴い、6次産業化事業体数も減少傾向

### (今後の対応)

- 地域におけるネットワークづくり等への支援
- 北海道6次産業化サポートセンターによる経営改善戦略の実行支援
- 農業者等による新商品開発や加工・販売施設整備等に対する支援

## ■道内における総合化事業計画の認定状況（令和3年3月末現在）

### 1 認定件数の内訳

「総合化事業計画」の認定件数	うち	うち	うち	「研究開発・成果利用事業計画」の認定件数
	農畜産物関係	林産物関係	水産物関係	
163	154	3	6	1

(注) 認定件数は、総認定件数から、認定取消の件数を差し引いたもの。

### 2 総合振興局・振興局別認定件数の内訳

空	知	石	狩	後	志	胆	振	日	高	渡	島	檜	山	上	川	留	萌	宗	谷	林-ツ	十	勝	釧	路	根	室	
16	20	9	8	2	15	6	24	3	3	22	27	5	3														

### 3 個人・法人・農協等認定件数の内訳

個	人	法	人	農	協	漁	協	その他
24	127	9	2	1				

### 4 全国の認定件数

「総合化事業計画」の認定件数	うち	うち	うち	「研究開発・成果利用事業計画」の認定件数
	農畜産物関係	林産物関係	水産物関係	
2,591	2,294	104	193	29

### 5 総合化事業計画の都道府県別順位

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
北海道 163	兵庫 118	宮崎 113	長野 99	熊本 92

資料：農林水産省食料産業局、農林水産省北海道農政事務所、北海道農政部調べ

## ■道内における6次産業化事業体数の推移

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
事業者数	3,760	3,830	3,770	3,850	3,850	3,410

# 第5 農業生産工程管理（GAP）の推進について

## 1 GAPとは

- 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組
  - ・GAPをする ～ 農業者がGAPを実施すること
  - ・GAPをとる ～ 認証機関によるGAP認証を取得すること

## 2 GAPを実践する必要性

- 産地や農家が競争力を高め、安定した経営を続けるためには、食品安全の確保や環境への配慮、事故防止等の対策が重要であり、GAPの取組が必要
- 特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の食材調達基準では、第三者認証のJGAPやGLOBALG.A.P.等の国際水準GAPが要件
- 国内流通においても、既に一部の大手流通チェーンでは、国際水準GAPの取組を取引先に求める動きが出てきており、今後、加速する可能性

## 3 GAP実践の効果

- 農産物の病原微生物等による汚染の低減等を通じた食品の安全性向上
- 農薬や肥料による環境負荷の低減等を通じた環境の保全
- 農作業中の事故の回避等を通じた労働安全の確保
- 土壌診断を踏まえた肥料の適正施用等を通じた資材コストの低減 等

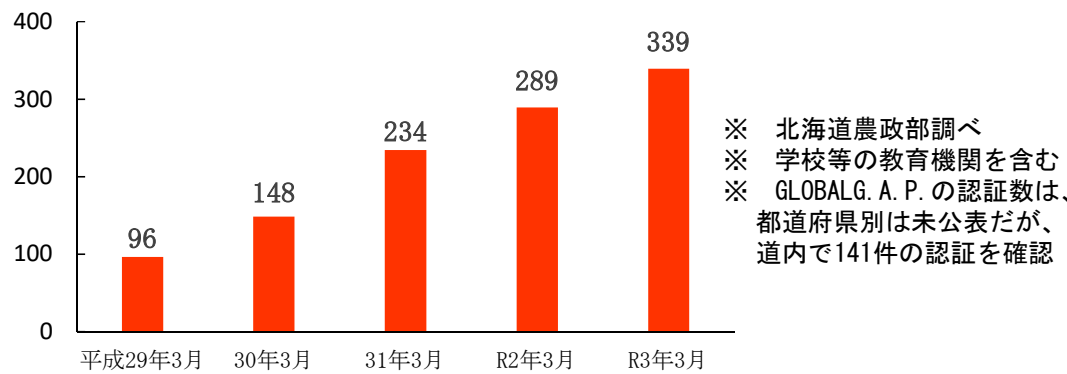
## 4 北海道の取組

- 農業者の経営判断に応じて、いつでもGAP認証を取得できるように、産地における国際水準GAPの実践を拡大するため、モデル実践事例の指導や検討等による指導体制の充実・強化を図るとともに、農業者向け研修会の開催や農業教育機関等の認証取得への支援などを実施。

## 5 農業団体の取組

- 「JAグループ北海道のGAPの取組方針」(H29.5)に基づき、指導者の育成を進めるとともに、「GAPをする」を基本に推進。
  - 【米】北海道米あんしんネットGAPの実施
  - 【畑作】北海道畑作物GAPの実施
  - 【畜産】指導員育成、現行の記帳運動を継続、労務管理・衛生管理の向上を検討

■ 北海道におけるGAP認証（JGAP, ASIAGAP）農場数の推移



■ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準の要件

- 農産物 → JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P. ほか
- 畜産物 → JGAP、GLOBALG.A.P. ほか
- 水産物 → 水産エコラベル（MEL、MSC、AEL、ASC）、資源管理、漁場改善計画策定 ほか